

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額							
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	円 1,850	円 1,850	円 1,850	円 3,700	円 3,700	円 5,550	
	銀びょうぶ	1 双	1,850	1,850	1,850	3,700	3,700	5,550	
	白びょうぶ	1 双	1,850	1,850	1,850	3,700	3,700	5,550	
	テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240	
	取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	普通いす	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	平台	1 枚	120	120	120	240	240	360	
	演台	1 台	420	420	420	840	840	1,260	
	譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120	
	指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120	
	上敷	1 組 (5枚)	440	440	440	880	880	1,320	
	扇風機	1 台	440	560	560	1,000	1,120	1,560	
	水平幕	1 張	630	630	630	1,260	1,260	1,890	
	附 属 の 設 備	照 明 設 備	ボーダーライト（第1）	1 式	730	1,100	1,100	1,830	2,200
ボーダーライト（第2）			1 式	700	800	800	1,500	1,600	2,300
水平ライト			1 式	700	800	800	1,500	1,600	2,300
ロー水平ライト			1 式	680	800	800	1,480	1,600	2,280
アークピンスポットライト			1 台	2,640	3,220	3,220	5,860	6,440	9,080
ロングスポットライト（1.5キロワット）			1 台	1,540	1,850	1,850	3,390	3,700	5,240
プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）			1 台	1,460	1,740	1,740	3,200	3,480	4,940
ピンスポットライト（1キロワット）			1 台	800	970	970	1,770	1,940	2,740
スポットライト（1キロワット）	1 台	800	970	970	1,770	1,940	2,740		

	スポットライト (500ワット)	1 台	430	500	500	930	1,000	1,430
	ミラーボール	1 式	630	720	720	1,350	1,440	2,070
放送 設備	大型拡声器 (マイクロホン2本 付き)	1 式	1,690	2,080	2,080	3,770	4,160	5,850
	マイクロホン	1 本	380	440	440	820	880	1,260
	ワイヤレスアンプ (マイクロホ ン2本付き)	1 式	1,690	1,970	1,970	3,660	3,940	5,630
	レコードプレーヤー	1 台	440	560	560	1,000	1,120	1,560
	テープレコーダー	1 台	1,690	1,970	1,970	3,660	3,940	5,630
その 他の 設備	スクリーン (大ホール)	1 張	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
	スクリーン (会議室)	1 台	210	210	210	420	420	630
	ピアノ (大型)	1 台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は11,170円、4時間を 超え10時間以内の場合は15,850円、10時間を超える場合は20,560円					
	ピアノ (中型)	1 台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は3,540円、4時間を 超え10時間以内の場合は5,120円、10時間を超える場合は6,910円					
電気料	1 k w h までごと に	30円						

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。